

環境要素の細区分

規則における環境影響評価の項目の選定は、次表の中項目に掲げる環境要素の区分ごとに行うこととなるが、個々の対象事業ごとに、当該対象事業の活動要素の内容をより詳細に勘案し、それぞれの項目ごとに更に次表の小項目の中から必要と認められる項目を選定するものとする。

大項目	中項目	小項目
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	<ol style="list-style-type: none"> 1 「大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）」、「二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）」、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成9年2月4日環境庁告示第4号）」、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示第68号）」及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日環境省告示第33号）」に掲げる物質 大気環境基準物質：二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質 2 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）第2条に規定するばい煙 ばい煙：いおう酸化物、ばいじん、有害物質（ガドリウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物） 3 大気汚染防止法第2条に規定する揮発性有機化合物 4 大気汚染防止法第2条に規定する粉じん 粉じん： 特定粉じん〔石綿〕、一般粉じん（特定粉じん以外の粉じん） 5 大気汚染防止法第2条に規定する水銀等 6 大気汚染防止法第17条に規定する特定物質 特定物質：アンモニア、弗化水素、シアン化水素、一酸化炭素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、燐化水素、塩化水素、二酸化窒素、アクリロレイン、二酸化硫黄、塩素、二硫化炭素、ベンゼン、ピリジン、フェノール、硫酸、弗化珪素、ホスゲン、二酸化セレン、クロルスホン酸、黄燐、三塩化燐、臭素、ニッケルカルボニル、五塩化燐、メルカプタン 7 大気汚染防止法附則第9号に規定する指定物質 指定物質：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン 8 大気汚染防止法第2条に規定する自動車排出ガス 自動車排出ガス：一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物、粒子状物質 9 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）第2条に規定するダイオキシン類 ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-p-パラ-ジオキサン、コプラナーポリ塩化ビフェニル 10 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年7月13日法律第86号）第2条第2項に規定する第一種指定化学物質及び同条第3項に規定する第二種指定化学物質 第一種指定化学物質：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年3月29日政令第138号）第1条に規定する別表第一に掲げる物質

		<p>第二種指定化学物質：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年3月29日政令第138号）第2条に規定する別表第二に掲げる物質</p> <p>11 その他の物質（上記各号のいずれの規定にも該当しない物質であって、大気質に影響を与えるおそれのある物質） その他の物質：重金属類等</p>
水質	<p>1 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）の別表第1に掲げる物質 健康項目：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジシロキサン</p> <p>2 水質汚濁に係る環境基準についての別表第2に掲げる項目 生活環境項目：水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、溶存酸素、全亜鉛、大腸菌数、全窒素、全リン、n-ヘキサン抽出物（油分等）</p> <p>3 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）第2条第2項第1号に規定する物質 有害物質：カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン、EPNに限る。）、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、総水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アノニア・アノニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、塩化ビニルモノマー、1,4-ジシロキサン</p> <p>4 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）第2条第2項第2号に規定する項目 項目：水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、大腸菌数、窒素含有量、リン含有量</p> <p>5 ダイキシン類対策特別措置法第2条に規定するダイキシン類 ダイキシン類：ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-p-パラ-ジシロキサン、コプラナーポリ塩化ビフェニル</p> <p>6 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年7月13日法律第86号）第2条第2項に規定する第一種指定化学物質及び同条第3項に規定する第二種指定化学物質 第一種指定化学物質：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年3月29日政令第138号）第1条に規定する別表第一に掲げる物質 第二種指定化学物質：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年3月29日政令第138号）第2条に規定する別表第二に掲げる物質</p> <p>7 その他（上記各号のいずれの規定にも該当しない物質又は項目であって、水質に影響を与えるおそれのある物質又は項目） その他の物質：ゴルフ場等で使用される農薬 その他の項目：水温、透視度、濁度、透明度、塩分濃度、流向、流速及び流量</p>	
水底の底質	<p>1 ダイキシン類対策特別措置法第2条に規定するダイキシン類</p>	

	<p>ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニル</p> <p>2 底質の処理・処分等に関する指針（平成 14 年 8 月 30 日環水管第 211 号）に規定する対象物質 対象物質：ダイオキシン類、水銀、PCB</p> <p>3 底質調査方法（昭和 50 年 10 月 28 日環水管第 120 号）に定められている物質 物質：強熱減量、総水銀、アルキル水銀、カドミウム、鉛、総クロム、六価クロム、ヒ素、BHC、PCB</p> <p>4 その他の物質（上記各号のいずれの規定にも該当しない物質であって、底質に影響を与えるおそれのある物質又は項目）</p>
水 文 環 境	水文環境
騒 音 及び 超低周波音	<p>1 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 96 号）第 2 条第 2 項に規定する特定工場等において発生する騒音</p> <p>2 騒音規制法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業に伴って発生する騒音</p> <p>3 騒音規制法第 2 条第 4 項に規定する自動車騒音</p> <p>4 航空機騒音に係る環境基準について（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）に定められる航空機騒音</p> <p>5 その他の騒音（上記各号のいずれの規定にも該当しない騒音であって、環境に影響を与えるおそれのある騒音） その他の騒音：鉄道騒音、施設の設置、存在、供用、作業に伴って発生する騒音</p> <p>6 施設の設置、存在、供用、作業、自動車や鉄道の走行等に伴って発生する超低周波音</p>
振 動	<p>1 振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）第 2 条第 2 項に規定する特定工場等において発生する振動</p> <p>2 振動規制法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業に伴って発生する振動</p> <p>3 振動規制法第 2 条第 4 項に規定する道路交通振動</p> <p>4 その他の振動（上記各号のいずれの規定にも該当しない振動であって、環境に影響を与えるおそれのある振動） その他の振動：鉄道振動、施設の設置又は作業に伴って発生する振動</p>
悪 臭	<p>1 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）第 2 条第 1 項に規定する特定悪臭物質 特定悪臭物質：アンモニア、メチルメルカタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルペンタアルデヒド、イソペンタアルデヒド、イソヘキサアルデヒド、イソヘプタアルデヒド、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸</p> <p>2 悪臭防止法第 2 条第 2 項に規定する臭気指数 悪臭防止法施行規則（昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号）に規定する臭気濃度</p> <p>3 その他の物質（上記のいずれの物質にも該当しない物質であって、悪臭の原因となるおそれのある物質又は項目）</p>
地形及び地質等	<p>1 地形の状況</p> <p>2 表層地質の状況</p> <p>3 土壌の状況</p>

	<p>4 湧水の状況</p> <p>5 特異な自然現象</p> <p>6 その他の項目</p>
地 盤	<p>1 地盤沈下の状況</p> <p>2 地下水の水位の状況</p> <p>3 その他の項目</p>
土 壌	<p>1 土壌汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の別表に掲げる物質（以下「土壌環境基準物質」という。） 土壌環境基準物質：ガドリウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジチオキサン</p> <p>2 土壌汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質 特定有害物質：ガドリウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シマジン、シアン化合物、チオベンカルブ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、チウラム、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物、PCB、有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン、EPNに限る。）</p> <p>3 ダイキシン類対策特別措置法第2条に規定するダイキシン類 ダイキシン類：ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジチオキサン、コプラナーポリ塩化ビフェニル</p> <p>4 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）の別表1に掲げる物質 地下水環境基準物質：ガドリウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素、ふっ素、1,4-ジチオキサン</p> <p>5 その他の物質（上記各号のいずれの規定にも該当しない物質であって、土壌に影響を与えるおそれのある物質又は項目）</p>
風害、光害（太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象を含む。以下同じ。）	<p>1 風害の状況</p> <p>2 光害の状況</p> <p>3 日照障害の状況</p> <p>4 その他の項目</p>

	及び日照障害（風車の影が回転して地上に明暗が生じる現象を含む。以下同じ。）	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植 物	<ol style="list-style-type: none"> 1 植生及び植物相の状況 2 重要な種及び重要な群落の状況 3 その他の項目（大径木及び古木の成育状況、植生自然度、指定・規制の状況等植物の予測・評価に必要な項目）
	動 物	<ol style="list-style-type: none"> 1 動物相の状況 2 重要な種及び注目すべき生息地の状況 3 その他の項目（指定・規制の状況等動物の予測・評価に必要な項目）
	陸 水 生 物	<ol style="list-style-type: none"> 1 陸水生物の状況 2 重要な種及び注目すべき生息地の状況 3 その他の項目（指定・規制の状況等陸水生物の予測・評価に必要な項目）
	生 態 系	<ol style="list-style-type: none"> 1 地形地質の状況 2 植物の状況 3 動物の状況 4 陸水生物の状況 5 その他の項目（景観等生態系の予測・評価に必要な項目）
	海 洋 生 物	<ol style="list-style-type: none"> 1 海洋生物の状況 2 重要な種並びに重要な群落及び注目すべき生育地又は生息地の状況 3 その他の項目（水質及び底質の状況、生態系の状況、漁業における有用種の状況等海洋生物の予測・評価に必要な項目）
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景 観	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要な眺望点の状況 2 景観資源の状況 3 主要な眺望景観の状況 4 その他の項目
	人と自然との触れ合いの	<ol style="list-style-type: none"> 1 人と自然との触れ合いの活動の場の存在状況 2 人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況

	活 動 の 場	3 その他の項目
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃 棄 物	1 一般廃棄物の発生量, 排出量, 最終処分量, 再使用量等の状況 2 産業廃棄物の発生量, 排出量, 最終処分量, 再使用量等の状況 3 その他の項目
	残 土	1 発生土量の状況 2 発生土の有効利用の状況 3 残土の搬出量の状況
	温室効果ガス等	1 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガス 温室効果ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（同法施行令（平成11年4月7日政令第143号）第1条で定めるものに限る。）、パーフルオロカーボン（同法施行令第2条で定めるものに限る。）、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素 2 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年5月20日法律第53号）第2条第1項に規定する特定物質 特定物質：特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年9月26日政令第308号）別表の中欄に掲げるトリクロロメタン等89物質 3 その他の項目（上記のいずれの物質にも該当しない物質であって、地球温暖化やオゾン層の破壊の原因となるおそれのある物質又は項目）